

JCC JCCゴールド会規約

第1条(名称及び運営)

本会は、JCCゴールド会(以下「当会」という)と称し、運営は株式会社定光寺カントリークラブ(以下「JCC」という)が行います。

第2条(目的)

当会はJCCが運営管理するゴルフ場施設において、会員の健康増進や会員同士の親睦を図るはかることを目的とし、正しいマナーとチケットに基づいた社交機関とします。

第3条(事務局)

当会の事務局は株式会社定光寺カントリークラブに置き、会員の入会申し込みのほか、当会の一切の運営及び管理に関する業務を行います。

また、会員の入会の申し込み等の諸手続きを行うものとします。(以下、総称して「事務局」という)

第4条(会員資格・有効期限)

- 当会の会員(以下「会員」という)とはJCCの利用規定の条件を満たし、当会規約(以下「本規約」という)を承認の上、事務局に入会又は更新の申し込みを行い、事務局が入会又は更新を承認し、第7条で定める入会金・年会費を事務局に所定の方法で納めた方をいいます。
- 会社・法人・団体名及び中学生未満(親権者又は後見人の同意書がある場合を除く)の方の入会はできません。
また、暴力団構成員またはその関係者及びそれに準じる方及び入れ墨をされている方の入会はできません。
- 事務局は、会員になることを希望する方もしくは更新を希望する方(以下「申込者」という)が以下の項目に該当する場合、入会又は更新を承認しない場合があります。
 - 申込者が、過去において本規約に違反し又はそれに類する処分等でその資格を取り消された場合。
 - 第5条に基づき、ご記入いただく入会申込書又は更新申込書の内容に虚偽の記載があった場合。
 - その他、事務局において入会又は更新を承認することが適当でないと判断した場合。
- 会員の有効期限は入会日より1年間とします。
ただし、有効期間の満了日前に会員が第5条に定める更新の手続きをなし、かつ、第7条に定める年会費を事務局所定の方法で納めた場合は、有効期間を当初の有効期間の満了日から1年間延長するものとします。再度の更新の手続きをされる場合も同様とします。

第5条(入会手続・更新手続)

- 入会に際しては、事務局所定の入会申込書に必要項目をご記入していただきます。
- 更新の手続きに際しても入会の際と同様に、更新申込書に必要事項をご記入していただきます。

第6条(会員証の発行)

- 会員1名に対して会員の本人確認のため、1枚の会員証(以下「会員証」という)を発行し、貸与します。
- 会員は会員証発行時に、裏面の署名欄に自署し、会員の責任において管理するものとします。
- 会員証は自署した会員ご本人様のみ利用可能となり、第三者への譲渡、貸与、担保提供その他の処分又は相続することはできません。

第7条(入会金・年会費)

- 入会金・年会費は以下のとおりとします。

入会金	金0円
年会費	金1万1千円(税別)
- いったんお支払いいただいた入会金及び年会費は、JCCに所属し会計業務の告知はしないものとします。
- 会員が第11条2号、若しくは6号の事由で資格を喪失した場合は、年会費の月割額に残存期間を乗じた額を払い戻すこととし、他の場合は、年会費の返還には一切応じません。

第8条(会員証の利用)

- 会員はゴルフ場において特典及びゴルフ場利用につき、ポイントの付与を受けることができます。
- 会員証の提示が無い場合は、会員の特典やポイントの付与を受けることができません。
- ポイントの付与・還元及び利用の方法については別に定める、JCCゴールド会ポイント規約に従うものとします。

第9条(月例競技会等)

- 会員は当会の主催するゴルフ競技会(以下「ゴールド会競技という」)に参加することができます。
- ゴールド会競技の受付は、会員がゴルフ場に申込をするものとし、申込者が多数の場合は先着順とします。また、当該会員の組合せなどは事務局に一任するものとします。
- 競技に関する事項は、ゴルフ場の規定や競技規則、同ハンディキャップ規定に基づくものとします。

第10条(委員会)

円滑なクラブ運営を行うにあたり、事務局が必要と判断した場合においてはハンディキャップ、エチケット等の委員会を設置し、当該行為に関する規則などの制定を委員会に委嘱することができるものとします。

第11条(資格の喪失)

会員に次の事由が生じた場合、その資格を喪失するものとします。

- 資格有効期限が満了した時。
- 本規約に違反した時。
- 退会、除名、死亡した時。
- 暴力団構成員またはその関係者及びそれに準じる者を同伴し、若しくは紹介した時。
- 入会者がその権利・地位を利用し、ゴルフ場施設の営業に支障をきたす行為を行った時。または、その恐れが認められた時。
- その他当会において、資格の喪失処分が適当と判断する行為があった時。

第12条(会員証の紛失・盗難等)

- 会員証の紛失・盗難等が発生した場合には、速やかに事務局にご連絡いただき事務局にて会員証の再発行の手続きをして下さい。
- 会員証の紛失・盗難等によるポイントの失効につき、JCC、本会及び事務局は一切の責任を負いません。

第13条(登録住所等の変更)

ご登録いただいた氏名、住所、電話番号、Eメールアドレスが変更になった場合は、所定の提出用紙に必要な事項をご記入のうえ、事務局に

お申し出下さい。第14条に定める本人確認資料により確認させていただいたうえ、変更させていただきます。

第14条(本人確認資料の提示)

会員証にご署名がない場合や、紛失、汚損等により会員証を再発行する場合、ご登録の氏名・住所等の変更を行う場合、再発行の会員証へポイントを移管する場合は第三者による、なりすましを防止するためなど個人情報保護の観点から、運転免許証等会員ご本人であることを確認可能な証書等の確認をさせていただきます。

第15条(個人情報の収集・利用・提供及び登録に関する同意)

- 申込者は、入会申込書又は更新申込書にご記入いただく、氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、Eメールアドレス等及び第13条に基づき変更された事項の情報(以下「個人情報」という)の収集・利用・提供及び登録に関し、以下の内容に同意していただきます。

(1) 会員の個人情報は、以下の目的で利用することがあります。

- JCCのゴルフ場のご利用に関連して、郵便、電話、電子メール、ファクシミリ等の手段により連絡を取る目的。
- 会員に当会若しくはJCCが提供している商品やサービスに関しての情報を提供する目的。
- 当会若しくはJCC内部の業務推進の目的。
- ポイントの管理、およびJCC内で統計資料の作成・分析等をする目的。

(2) 会員情報は、(1)の利用目的の範囲で、JCCで利用します。新たに情報を提供する会社が加わった場合は、電子メール・郵便またはホームページで公表するなど、適切な方法でお知らせします。

なお、当該個人情報の管理の責任は株式会社定光寺カントリークラブが有します。

(3) 会員の個人情報を、個人情報保護法その他関係法令及びガイドラインに定める場合の他、以下の場合に限り、JCC以外の第三者に提供又は預託させていただくことがあります。その場合にあっては提供先との必要な契約を締結し、適切な管理監督を行います。

- JCCの業務委託先が、JCCに代わってダイレクトメール、電子メール、またはその他の手段で会員ご本人に対し、情報又は、役務を提供する場合。
- JCCの業務委託先が、JCCに代わって代金の回収サービスなど個別の役務を提供するため必要がある場合。

第16条(個人情報等の開示・訂正・削除等)

- 会員は当会もしくはJCCに対して、会員ご自身の個人情報を開示するよう請求することができます。
- 会員は自己の個人情報の開示請求に基づく開示結果により、登録内容の誤りなどが判明した場合には、その内容または誤った情報の削除を要求することができ、JCCはすみやかに訂正または削除に応じるものとします。

第17条(個人情報取り扱いの不同意)

会員もしくは入会又は更新を希望される方が、本規約に定める個人情報の取り扱いについて承諾できない場合、または入会申込書又は更新申込書に必要な事項の記入を希望されない場合には、会員となることは出来ません。

第18条(個人情報等に関する開示等の請求)

- 会員による個人情報の開示・訂正・削除等の請求は、第三者への会員情報の漏洩、第三者による会員情報の改竄を防止するため、ご本人であることが確認できる書面をご提示していただいた上、JCC所定の用紙に必要な事項をご記入いただけます。なお、かかる開示の要請については個人情報保護法並びにその他適用法令に従い取り扱うものとします。
- 開示請求には、所定の手数料をいただきます。

第19条(個人情報に関する問い合わせ窓口)

株式会社定光寺カントリークラブ個人情報お問い合わせ窓口

〒480-1201

愛知県瀬戸市定光寺町1223

電話：0561-48-4821

受付時間：9:00a.m. ～ 17:00p.m.

第20条(規約の変更・終了)

- 本規約は当会事務局において会員に予告なく変更し、あるいは一定の告知期間を設けたうえで会員証の運用を中断または終了することがあります。この場合において、何らかの方法で会員に通知または公表し、会員は異議なく承諾するものとします。
- 前項より会員に何らかの障害が生じた場合であっても、当会、事務局及びJCCは一切の責任を負いません。

第21条(合意管轄)

本規約に起因する当事者間の紛争は、名古屋地方裁判所又は名古屋簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として解決します。

付則：本規約は、2024年1月1日より実施するものとします。